

「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」 分配金引き下げのお知らせ

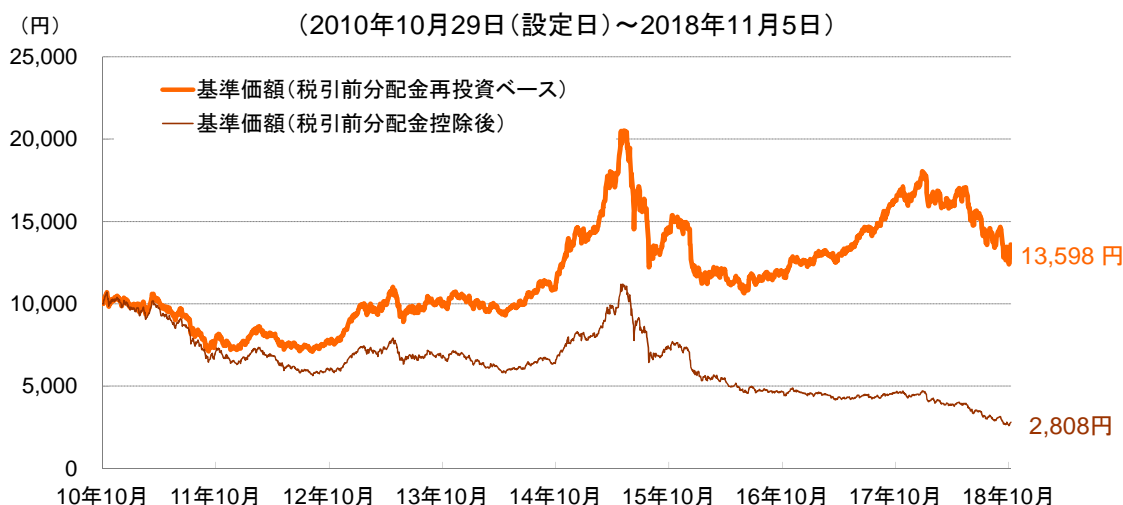
平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご愛顧いただいております「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」は、2018年11月5日に決算を迎え、当期の分配金を50円(税引前、1万口当たり)に引き下げましたことをご報告申し上げます。

当ファンドは、毎月安定した収益分配をめざすという方針のもと、2018年4月から毎月80円(同)の分配を行なってまいりました。しかしながら、市況動向や基準価額に対する分配金額の水準などを総合的に勘案し、分配金を引き下げることに致しました。

今後とも、当ファンドをご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の推移



■ 分配金実績(税引前、1万口当たり)

2010年12月～ 2015年6月	2015年7月～ 2018年3月	2018年4月～ 2018年10月	今回の決算 2018年11月
80円/月	120円/月	80円/月	50円

※基準価額は信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後の1万口当たりの値です。

※税引前分配金再投資ベースとは、税引前分配金を再投資したもとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

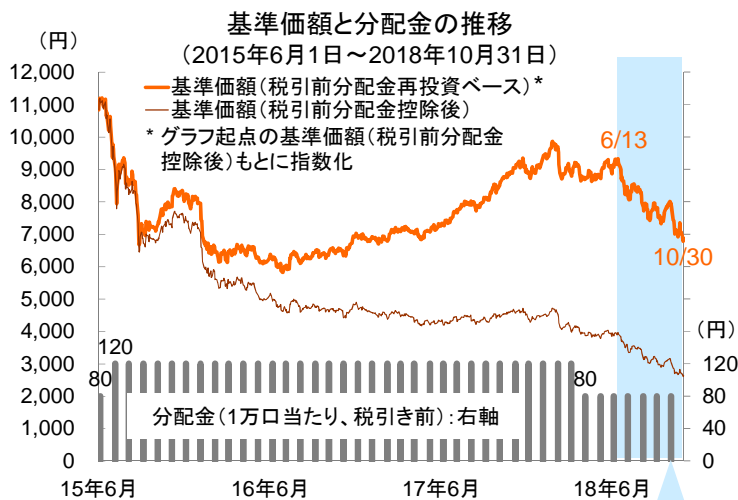
■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。

Q1 なぜ分配金額を変更したのですか？

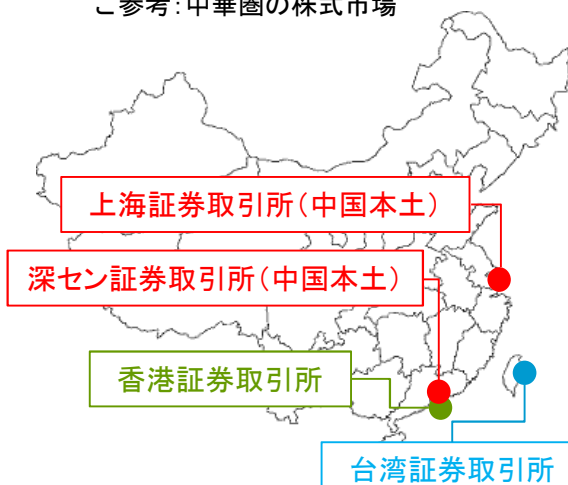
基準価額(税引前分配金控除後)の水準が低下する中、今後も安定的な収益分配を継続的に行なうことを目指すため、今回、分配金を引き下げることと致しました。

中華圏の株式市場は、米中貿易摩擦懸念に伴う投資家心理の悪化などを背景に、2018年6月中旬以降、下落基調となっています。これに伴ない、基準価額(同)の水準は大きく低下し、10月30日には2,608円と設定来安値を付けました。このような中、今後も安定的な収益分配を継続的に行なうことを目指すため、今回、分配金を引き下げることと致しました。

なお、引き下げられた分配金の差額は信託財産に留保されることとなりますので、今後、基準価額の下支え要因となります。



ご参考: 中華圏の株式市場



当ファンド		2018/6/13	2018/10/30	騰落率	騰落幅
基準価額	税引前分配金控除後	3,964円	2,608円		-1,356円
2018年7月～10月にお支払いした分配金額(税引前、1万口当たり)		320円			

■ 基準価額と主要株価指数(現地通貨ベース)および為替の騰落率

税引前分配金再投資ベースの基準価額	上海A株指数*	深センA株指数*	ハンセン指数*(香港)	加権指数*(台湾)	人民元(対円)	台湾ドル(対円)
-27%	-17%	-28%	-20%	-15%	-6%	2%
						2%
						香港ドル(対円)
						-2%
						ご参考米ドル(対円)

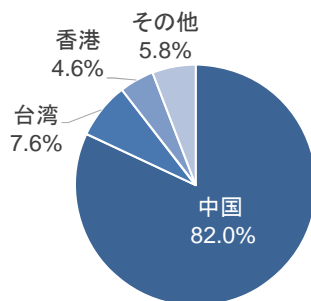
(中国本土) (計算期間: 2018年6月13日～10月30日)

* 基準価額の算出方法に対応させるため、該当期間の前営業日の数値を使用し算出しています。
※為替は当日の仲値を使用しています。
※上記指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

※基準価額は信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後の1万口当たりの値です。
※税引前分配金再投資ベースとは、税引前分配金を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。
※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

当ファンドの投資先
(2018年9月末)



人民元への投資比率は43.2%です。

■ 当資料は、投資者の皆様へ「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。

Q2 今後の分配方針について教えてください。

引き続き、毎月、安定的に分配金をお支払いすることをめざす方針に変更はありません。

分配金額に関しては、今後も、市況動向、基準価額水準などを勘案し、毎決算時に委託会社が決定します。なお、将来の分配金およびその金額について保証するものではありませんが、当ファンドでは今後も収益分配方針に則り、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

Q3 分配金を多く支払うファンドに乗り換えた方がよいですか？

分配金額の多い／少ないは、ファンドの良し悪しを決定するものではありません。

分配金はファンドの運用成果の一部として、決算日における受益者(投資者)の皆様に、当該ファンドの信託財産の中から支払われるものです。こうしたことから、分配金が支払われると、当該分配金の分だけ基準価額は低下します。

ファンドで得られた収益などをどのように配分する(分配金として支払う／内部留保として投資に振り向ける)かは、各ファンドによって異なることから、分配金額の多い／少ないは、ファンドの良し悪しを決定するものではありません。

よって、ファンドへの投資成果を検証される場合には、投資資金に対する分配金額の多寡ではなく、基準価額の変動額と受取分配金を合わせた総合的な投資収支(＝トータルリターン)をもつて行なうことが、重要であると考えます。

Q4 引き下げられた分の分配金はどうなるのですか？

ファンドの信託財産として留保され、運用に振り向けられます。

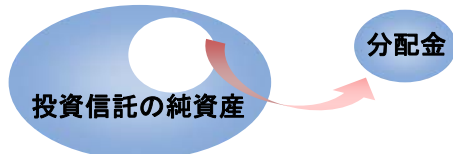
分配金額の引き下げに伴う差額はファンドの信託財産に留保され、運用に振り向けられます。運用者は、留保された資金をもとに、成長が期待される銘柄により多く投資を行なうことが可能となります。

なお、投資資産の値上がりなどを通じて基準価額が上昇する局面では、分配金額を引き下げてファンドの基準価額を高く保った方が、分配金を多く支払って基準価額が低くなった場合に比べ、基準価額の上昇幅が大きくなります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

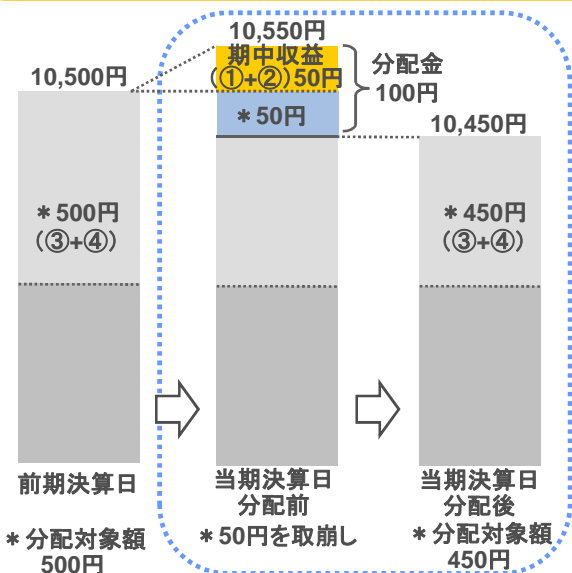
投資信託で分配金が支払われるイメージ



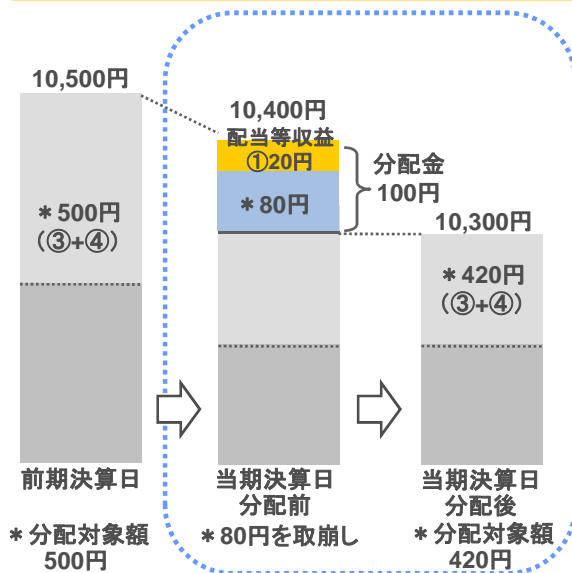
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



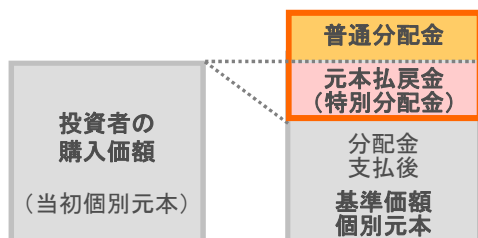
前期決算から基準価額が下落した場合



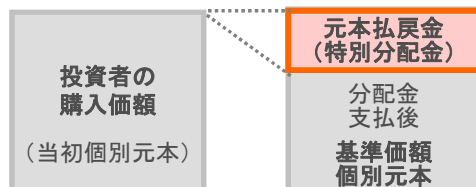
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

お申込みに際しての留意事項

■リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

【価格変動リスク】【流動性リスク】【信用リスク】【為替変動リスク】【カントリー・リスク】

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様は「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

ファンドの特色

1. 主として、中国経済圏(中国、香港、台湾)の株式に投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。
 - ※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。
 - ※ 基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。
3. 現地からの情報を活用して、日興アセットマネジメントが運用を行ないます。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

お申込メモ

商品分類	追加型投信／海外／株式
ご購入単位	購入単位につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
ご購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご購入不可日	購入申込日または購入申込日の翌営業日が香港証券取引所の休業日、上海証券取引所の休業日、深セン証券取引所の休業日、香港の銀行休業日、中国の銀行休業日のいずれかに当たる場合は、購入のお申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託期間	2021年10月4日まで(2010年10月29日設定)
決算日	毎月4日(休業日の場合は翌営業日) ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
ご換金不可日	換金請求日または換金請求日の翌営業日が香港証券取引所の休業日、上海証券取引所の休業日、深セン証券取引所の休業日、香港の銀行休業日、中国の銀行休業日のいずれかに当たる場合は、換金請求の受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ご換金代金のお支払い	原則として、換金請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

<お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

- 購入時手数料 購入時手数料率は、3.78%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定める率とします。
※分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
- 換金手数料 ありません。
- 信託財産留保額 換金時の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

- 信託報酬 純資産総額に対して年率1.728%(税抜1.6%)程度を乗じて得た額が実質的な信託報酬となります。信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.512%(税抜1.4%)、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.216%(税抜0.2%)程度となります。受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や運用内容の変更などにより変動します。
詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- その他費用 目論見書などの作成・交付にかかる費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。
組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などについては、その都度、信託財産から支払われます。
※組入有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことはできません。

※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することはできません。
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社、その他関係法人

- 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
- 投資顧問会社 日興アセットマネジメント アジア リミテッド
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社
- 販売会社 販売会社については下記にお問い合わせください。
日興アセットマネジメント株式会社
[ホームページ] <http://www.nikkoam.com/>
[コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SB I証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第5号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第11号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

(50音順、当資料作成日現在)

■当資料は、投資者の皆様へ「中華圏株式ファンド(毎月分配型)／愛称:チャイワン」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。